サポート金の申請について

1.対象者　市内に事業所を有する中小企業者

（小規模事業者及び個人事業主を含む。）

2.対象の支援制度

対象支援金等及び市負担額一覧　表1

区分	対象支援金等	市負担額（第7条第2項第1号）	
社会保険労務士	雇用調整助成金	報酬の4／5（最大10万円まで）	計10万円まで
	緊急雇用安定助成金		
	産業雇用安定助成金		
	小学校休業等対応助成金		
	小学校休業等対応支援金		
	両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）		
	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）		
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金		
行政書士	タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業補助金	報酬の4/5（最大5万円まで）	計5万円まで
	福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金		

3.サポート金の対象費用

2022年（令和4年）7月1日（金）以降に申請を行った対象支援金等について、行政書士又は社会保険労務士に手続き等を依頼した際に係る報酬から消費税及び地方消費税を除いた額

4.サポート金の額

表1 に記載する対象支援金等1件ごとの額（上記3）に、5分の4を乗じた額（ 表1 の限度額内）

5.申請方法

【インターネット】◆特設サイト　https://va.apollon.nta.co.jp/fukuokacity_shienkininfo/

【　郵　送　】〒812-0011　福岡市博多区博多駅前3丁目2-1　日本生命博多駅前ビル5階
（株式会社日本旅行　九州法人営業部内）事業者向け支援金等案内センター 宛

6.必要書類

必要書類	具体例
サポート金申請書（様式1号）	指定の様式
契約書（様式2号）	指定の様式
対象支援金等の申請を証明するもの	雇用調整助成金などの申請書の写し
社会保険労務士又は行政書士への報酬を証明するもの	社会保険労務士又は行政書士への報酬額を確認できる請求書の写し
市内事業所を確認できるもの	開業届・履歴事項全部証明書・営業許可通知書・確定申告書の内訳書・決算書 などの写し

7.申請期限

2023年（令和5年）1月31日（火）まで

※インターネットによる申請は当日17時まで。郵送による申請は当日消印有効。